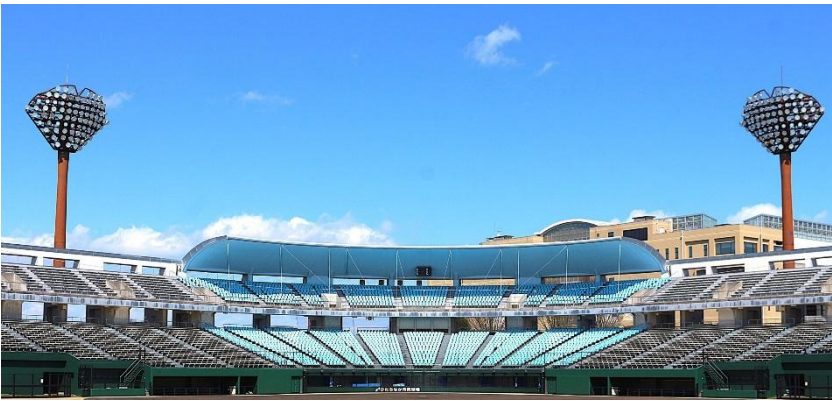


ひたちなか市総合運動公園 市民球場ご利用案内

- 開設期間 4月1日～11月30日
- 営業時間 9:00～21:00
- 定休日 毎週月曜日
(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときはその翌日)
年末年始(12月29日～1月3日)
- ご予約について
専用利用:使用日の1か月前から7日前まで
(電話予約のみ)
- 利用時間



午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00
---------------	----------------	----------------

※午前午後夜間の3区分において使用時間が2区分以上に渡る場合は区分間の時間も続けて利用できます。

- 使用料金 使用許可時に納入してください。
- 還付について 一旦納めて頂いた使用料は還付いたしません。
但し、使用7日前までの利用取消しの場合と使用当日の雨天等による取消で、14日以内に手続を行った場合は使用料を還付いたしますので、印鑑をご持参のうえ総合体育館で手続をして下さい。

ひたちなか市総合運動公園 市民球場料金表

グラウンド及びスタンド使用料

■単位:円 ※令和8年10月1日現在

使用区分			金額			
			午前	午後	夜間	延長 1h
入場料等 徴収しない	アマチュア野球 等使用	市内	5,980	8,390	7,180	1,790
		市外	8,970	12,580	10,770	2,680
	プロ野球等に使用		35,920	38,310	37,120	11,980
入場料等を 徴収する	アマチュア野球等使用		1日につき1日の最高入場料等の100人分に相当する額 又は59,870円のいずれか高い方の額			
	プロ野球等使用	平日	1日につき1日の最高入場料等の150人分に相当する額 又は538,720円のいずれか高い方の額			
		平日以外	1日につき1日の最高入場料等の200人分に相当する額 又は718,320円のいずれか高い方の額			

- 備考
- 午前:午前9時～12時まで 午後:午後1時～5時まで 夜間:午後6時～9時までになります。
- 市内:市内居住者及び市内に勤務する方 市外:市内以外の方(※)
- 平日:月曜日から金曜日まで(下記に規定する休日を除きます)
- 平日以外:土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に基づく休日
- プロ野球等に使用する場で、使用する日の前日又は翌日等に準備又は後片付けをする場合は、使用料額の2割となります。
この場合において10円未満の端数が生じたときは当該端数を切り捨てるものとします。
- 高校生以下又は65歳以上の者が使用する場合は、規定料金の5割の額となります。
この場合において使用料に10円未満の端数が生じたときは当該端数を切り捨てるものとします。
- 延長時間に1時間未満の端数が生じたときは1時間とみなします。

付属施設使用料

■単位:円 ※令和 8 年 10 月 1 日現在

施設区分	単位	金額	
		アマチュア野球等に使用	プロ野球等に使用
室内練習場	1室1時間	1,060	左の額の 2 倍に相当する額
ミーティングルーム		710	
更衣室		350	
シャワー室		350	
会議室		350	
本部室		350	
場内放送室		710	
放送室		350	
審判員室		350	
審判員控室		350	
公式記録員室		350	
身障者観覧室		350	
切符売場		350	
スコアボード	1 式	430	
バッティングゲージ・防球ネット		350	

■備考

■市内:市内居住者及び市内に勤務する方 市外:市内以外の方(※)

■使用時間が1時間未満の場合は1時間とみなします。

冷暖房設備・照明設備使用料

施設区分	単位	金額			
		アマチュア野球に使用する場合			プロ野球等に使用
冷暖房設備	1 室 1 時間	室使用料の 5 割			室使用料の 5 割
夜間照明設備	1 時間	全灯	市内	21, 350	42, 710
			市外	35, 240	
		2/3 灯	市内	12, 810	25, 630
			市外	21, 350	
		1/3 灯	市内	6, 400	12, 810
			市外	10, 680	

■備考

■市内:市内居住者及び市内に勤務する方 市外:市内以外の方(※)

■使用時間が1時間未満の場合は1時間とみなします。

横断幕等を掲げる場合

■単位:円 ※令和 8 年 10 月 1 日現在

施設区分	種別	使用単位	金額
観覧席・フェンス	幕類	1日・1㎡当たり	1,190

売店・立ち売り等使用料

■単位:円 ※令和 8 年 10 月 1 日現在

使用区分	使用単位	金額
売店等	1日・1㎡当たり	1,190
立ち売り	1日・1人当たり	1,190

■備考

■売店等の使用は10日を限度とし、それを超えるときは、新たに許可を得るものとします。

■売店設置の許可を得たものに限り、立ち売りを行うことができるものとします。

※市と公の施設の広域利用に関する協定を締結している次に掲げる市町村に居住する者が、
自己の余暇活動のために使用する場合にあっては、市内居住者及び市内に勤務する者の規定する料金と同額になります。

水戸市 笠間市 茨城町 城里町 大洗町 東海村 那珂市 小美玉市